

按倭名抄載漢書注云、篋輿、編竹木爲輿也、卽以爲刑罰之具、則今囚人乘牢輿之類乎、據三才圖會、則篋輿卽籃輿、而賤民常用之、駕籠也、阿牟太者、編版之訓、其制精於籃輿、而二物自分明、

〔和漢三才圖會三十三〕乘物車駕。駕音價。車乘也、具車馬曰駕、君召則不待駕行、蓋乘物之通稱也。

按、近俗篋輿之精者、稱乘物、其周匝裹用備州莞筵、今武家僧、醫及婦女所乘者也、民俗不許乘之、

〔光臺二覽〕乘物御座包、四品以下。

〔守貞漫稿後集三〕板輿〇中。

駕形三テモ、指紳家ニハ總テ專ラ輿ト云、武家ニハ肩輿ニ非レバ輿ト云ズ、乘物ト云習ヘリ、〇中。

乘物俗ニ長棒ホウカトモ云、轎夫四人ニテ昇ヲ本トス、〇下。

〔鹽尻三〕駕籠ノ始。今の世貴人より下つかた、駕籠とて乗り侍るは、根本籃輿より起れり、あをだ或はあんだは、もと覆なき物なり、後はむしろにて、かりに日おほひなんとせしより、さまざまの

製出來たり、初は卑凡の者、道路のつかれをふせがんとて、乗りてありきしを、今は大人といへども、これにめす、但今の製の如きは、つりごしより變じて、籃輿はとりまじへしと見ゆ、されば乘物

とかごと、今各別のやうになれり、

〔續視聽草初集十〕乘物名目

當時乘物ト稱スルハ、幾時頃ヨリ造リ始シニヤ、考ル事ヲ得ズ、定テ其始作り用ヒシ人有ベシ、必定永祿天正ノ頃ヨリ以來ノ事ナルベシ、太平記ノ後ノ實錄ヲ考ルニ、應仁マデ諸家ノ記ニ乘物

ト云フモノナシ、是ヨリ後ノ記ハ、未ダ具サニ探索セズト云ヘドモ、全ク永祿天正ノ頃諸記ニハ、

乘物ノ義アルベキ事カト思ハル、爰ニ永祿天正ヲ引テ考ルモノハ、永祿ハ織田信長公物輿ノ年、

事大小トナク、庶政此ニ公ニ歸シ、今世乘輿ニ貴賤ノ甲乙アリ、所謂白木輿網代輿、打揚網代腰、腰

テ、世變沿革アル時ナレバナリ、網代黒吳筵包等ナリ、然シテ此制度ハ、何ニ據ト云コト不詳ト云ヘドモ、其制嚴然トシテ、乘輿ノ

網代黒吳筵包等ナリ、然シテ此制度ハ、何ニ據ト云コト不詳ト云ヘドモ、其制嚴然トシテ、乘輿ノ

網代黒吳筵包等ナリ、然シテ此制度ハ、何ニ據ト云コト不詳ト云ヘドモ、其制嚴然トシテ、乘輿ノ

網代黒吳筵包等ナリ、然シテ此制度ハ、何ニ據ト云コト不詳ト云ヘドモ、其制嚴然トシテ、乘輿ノ

沿革